

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 8 月 18 日 (金) 第 440 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
- 公共測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (5件) (道路維持課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 6

公 告

- 指定管理者の公募公告 (スポーツ振興課取扱い) 6
- 令和5年度採石業務管理者試験公告 (商工政策課取扱い) 8
- 一般競争入札公告 (県立中種子特別支援学校取扱い) 9

教 育 委 員 会 公 告

- 指定管理者の公募公告 (保健体育課取扱い) 11

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 12

告 示

鹿児島県告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
霧島マリンバ薬局	霧島市国分野口東9番37号	令和5年7月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第643号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
名瀬徳洲会介護センター	奄美市名瀬朝日町14番10	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	東上 震一	令和5年6月30日	訪問介護
木の花ケアセンター	霧島市隼人町松永一丁目39番地1	医療法人浩和会	霧島市隼人町松永一丁目36番地	上土橋 浩	令和5年6月30日	訪問介護
ケアサポート天寿園訪問介護事業所	大島郡天城町松原784番地4	社会福祉法人普門会	大島郡天城町松原784番地4	富林てい子	令和5年6月30日	訪問介護
介護付有料老人ホームオアシスケアヴィラ霧島	霧島市霧島田口2280番94	介護の森株式会社	鹿児島市金生町7番10号	日高憲太郎	令和5年6月30日	特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションマハロ	始良市平松4887-3	合同会社サントー	始良市平松1251番地	吉武 茉奈	令和5年6月12日	訪問介護
名瀬徳洲会訪問介護	奄美市名瀬朝日町28番地1	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	東上 震一	令和5年7月1日	訪問介護
訪問看護ステーションわたりどり	大島郡徳之島町亀津5190番地	公益財団法人慈愛会	鹿児島市泉町1番15号	今村 英仁	令和5年7月1日	訪問看護
訪問看護ステーション心つむぐ	霧島市隼人町神宮一丁目8-23	合同会社紡ぐ	霧島市国分敷根1257番地3	岩戸 智美	令和5年7月1日	訪問看護

鹿児島県告示第645号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護付有料老人ホームオアシスケアヴィラ霧島	霧島市霧島田口2280番94	介護の森株式会社	鹿児島市金生町7番10号	日高憲太郎	令和5年6月30日	介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第646号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 5 年 8 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション心つむぐ	霧島市隼人町神宮一丁目 8-23	合同会社紡ぐ	霧島市国分敷根 1257 番地 3	岩戸 智美	令和 5 年 7 月 1 日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第 647 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、肝属南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 5 年 8 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 今村 利和 肝属郡錦江町神川 700 番地
 理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川 826 番地 4
 理事 宿利原勝吉 肝属郡錦江町神川 7508 番地 2
 理事 中松 一夫 肝属郡錦江町馬場 5136 番地 1
 理事 厚ヶ瀬博文 肝属郡錦江町神川 8006 番地
 理事 鍋 康博 肝属郡錦江町田代麓 3608 番地
 理事 折小野道男 肝属郡錦江町田代麓 1644 番地
 理事 白坂 宝作 肝属郡南大隅町根占川北 5699 番地
 理事 半田 太志 肝属郡南大隅町根占横別府 4027 番地 5
 理事 池之迫幸市 肝属郡南大隅町根占山本 4525 番地
 理事 溝端 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠 1818 番地 1
 理事 新坂 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠 3699 番地 3
 理事 新田 敏郎 肝属郡錦江町馬場 1565 番地
 理事 石畑 博 肝属郡南大隅町根占山本 5638 番地
 監事 渡瀬 博夫 肝属郡錦江町神川 7836 番地 6
 監事 田淵 哲朗 肝属郡南大隅町根占横別府 995 番地 1
 監事 堂地 一郎 肝属郡南大隅町根占川北 3837 番地

(任期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 今村 利和 肝属郡錦江町神川 700 番地
 理事 今熊 悦郎 肝属郡錦江町神川 826 番地 4
 理事 宿利原勝吉 肝属郡錦江町神川 7508 番地 2
 理事 青木 稔 肝属郡錦江町馬場 4736 番地
 理事 厚ヶ瀬博文 肝属郡錦江町神川 8006 番地
 理事 鍋 康博 肝属郡錦江町田代麓 3608 番地
 理事 折小野道男 肝属郡錦江町田代麓 1644 番地
 理事 樋之口誠孝 肝属郡南大隅町根占川北 5378 番地
 理事 田淵 悦二 肝属郡南大隅町根占横別府 871 番地 1
 理事 池之迫幸市 肝属郡南大隅町根占山本 4525 番地
 理事 溝端 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠 1818 番地 1
 理事 新坂 正次 肝属郡南大隅町佐多馬籠 3699 番地 3
 理事 新田 敏郎 肝属郡錦江町馬場 1565 番地
 理事 石畑 博 肝属郡南大隅町根占山本 5638 番地
 理事 堂地 一郎 肝属郡南大隅町根占川北 3837 番地

監事 渡瀬 博夫 肝属郡錦江町神川7836番地 6

監事 田淵 哲朗 肝属郡南大隅町根占横別府995番地 1

鹿児島県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備）木之香阿権地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 8 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 5 年 8 月 21 日から同年 9 月 15 日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第649号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 8 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 7 月 21 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 霧島市霧島大窪地内，牧園町三体堂地内及び横川町中ノ地内

鹿児島県告示第650号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，北薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 8 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市樋脇町倉野

鹿児島県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 5 年 8 月 18 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 塩田康一	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水南之郷線	曾於市大隅町岩川字茶園迫 7980番9地先から7992番3 地先まで	前	9.5~18.2	180.0
			後	8.9~29.1	180.0

鹿児島県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	宮ヶ原岩川停車場線	曾於市大隅町岩川字大内添449番1地先から同市大隅町岩川字高野8063番4地先まで	前後	6.0～21.6	1,427.7
			前後	6.6～85.7	1,339.6

鹿児島県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	神之川内之浦線	肝属郡錦江町神川字平山6976番1地先から6957番9地先まで	前後	7.1～32.8	541.6
			前後	10.8～72.6	517.2

鹿児島県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	辺塚根占線	肝属郡南大隅町根占横別府字江良帽子3090番地先から同町根占横別府字東瀧之上3087番4地先まで	前後	5.8～40.5	270.2
			前後	11.8～46.5	267.4
		肝属郡南大隅町根占横別府字東瀧之上3087番4地先から同町根占横別府字村之下3064番地先まで	前後	7.0～23.5	390.8
			前後	6.3～22.1	390.8
前後	8.7～46.8	240.0			
前後	8.1～18.2	540.5			
前後	10.8～30.6	540.0			

	2地先まで			
--	-------	--	--	--

鹿児島県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	日置市日吉町吉利字上ノ濱541番1地先から同市日吉町吉利字石神塩入43番3地先まで	前	10.5～13.8	308.5
			後	12.9～16.4	308.5

鹿児島県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年8月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	270号	日置市日吉町吉利字上ノ濱541番1地先から同市日吉町吉利字石神塩入43番3地先まで	令和5年8月18日

公 告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅（以下「トレーニングセンター」という。）
- 2 公の施設の所在地
曾於郡大崎町
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) トレーニングセンターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) トレーニングセンターの施設を利用した合宿の誘致及びその受入れ並びにスポーツ事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) トレーニングセンターの施設の利用の許可に関する業務
 - (4) トレーニングセンターの施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

6 複数の団体等による申請

トレーニングセンターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において、5 の(1)に掲げる要件は、当該複数の団体等のうち代表となる団体等が該当すればよいものとする。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツツーリズム係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

令和 5 年 8 月 18 日（金）から同年 9 月 19 日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和 5 年 9 月 19 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。

9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツツーリズム係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和5年8月18日（金）から同年9月19日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

令和5年度採石業務管理者試験公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和5年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日

令和5年10月13日（金）午前10時から正午まで

2 試験の場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）

3 試験科目

試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

8,100円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

ウ 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

令和5年8月22日（火）から同年9月22日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和5年9月22日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年8月18日

鹿児島県立中種子特別支援学校長 眞下千代子

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

ア グランドピアノ 一式

イ グランドピアノ運搬車 一台

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年8月29日午前11時

イ 場所 鹿児島県立中種子特別支援学校会議室

熊毛郡中種子町野間6584番地4 郵便番号 891-3604

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 鹿児島県立中種子特別支援学校事務室

熊毛郡中種子町野間6584番地4 郵便番号 891-3604

(㊧) 交付期限 令和5年8月28日午後2時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立中種子特別支援学校事務室

熊毛郡中種子町野間6584番地4 郵便番号 891-3604

電話番号 0997-27-2818

教育委員会公告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和5年8月18日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

- 1 公の施設の名称
鹿児島ふれあいスポーツランド
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市中山町433番地
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 公の施設の施設並びに附属設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
 - (2) 施設等の利用の許可に関する業務
 - (3) 施設等の利用料に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、施設等の管理に関して鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
公の施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書
 イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
 ウ 管理の業務に関する収支予算書
 エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）
 オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類
 カ その他教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

令和 5 年 8 月 18 日（金）から同年 9 月 19 日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和 5 年 9 月 19 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。

9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
 (4) その他教育委員会が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
 (2) 募集要綱は、鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和 5 年 8 月 18 日（金）から同年 9 月 19 日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。
 (3) 申請をしようとする団体等は、令和 5 年 8 月 30 日（水）に開催する現地説明会に参加すること。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第10号

令和 5 年 3 月 17 日付け監査第 1116 号の監査結果に基づき、令和 5 年 7 月 6 日付け鹿公委会第 2 号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 8 月 18 日

鹿児島県監査委員 松 蘭 英 昭
 同 大 蘭 豊
 同 西 高 悟
 同 前 野 義 春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
免許管理課	交通事故があり、公用車等に損害が発生している。（1件 県負担額159,841円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
鹿児島中央警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識

	が発生している。 （4件 県負担額 357,401円）	付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
鹿児島西警察署	令和3年度と同様、パソコンの物品事故があり、損害が発生している。（1件 県負担額36,191円）	「パソコンの近くに飲み物を置かない、パソコン・キーボードの上に物を置かない」の文言を液晶画面の右下に貼付し、注意喚起をした。
	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。（4件 県負担額122,962円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。（3件 県負担額147,500円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
鹿児島南警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。（11件 県負担額1,490,750円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
指宿警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。（3件 県負担額217,987円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。 3 全公用車に「強風時、ドア開閉注意」と記載したシールを貼付し、注意喚起をした。
南九州警察署	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。（6件 県負担額105,501円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。 3 車高を記載したシールを運転席の目につくところに貼付し、運転手に車高を意識付けさせた。
	証拠品（パソコン）を損傷する事故が発生している。（1件 県負担額52,470円）	証拠品の管理について、複数人による確認、搬送を行い、保管時には、専用コンテナと緩衝材を使用することとした。
日置警察署	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。（2件 県負担額106,167円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。 3 警察署内の公用車専用の駐車枠に、後退時における庁舎外壁との接触事故防止のため、車止めを設置した。

		4 公用車の助手席に呼称運転、降車誘導等を促す紙を貼付し、注意喚起をした。
薩摩川内警察署	令和3年度と同様、パソコンの物品事故があり、損害が発生している。（1件 県負担額36,521円）	1 物品事故の防止に関する教養資料を発出し、職員に対し注意喚起をした。 2 各課執務室のキャビネット等に注意喚起の張り紙を貼付した。 3 パソコンの落下防止策として、各課に搬送用トレイを整備した。
	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。（4件 県負担額362,373円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。 3 運転技能自動評価システムを使用して職員に運転習慣等を見つめ直させ、今後の運転行動の意識改革を図った。
出水警察署	交通事故があり、建物に損害が発生している。（1件 県負担額275,000円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。 3 車高を記載したシールを運転席の目につくところに貼付し、運転手に車高を意識付けさせた。
霧島警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。（5件 県負担額170,621円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。
曾於警察署	銃砲所持許可申請の受理にあたり、手数料として収入証紙により徴収すべきところ、申請書に貼付された収入印紙を収入証紙と誤認して消印を押下したことにより、申請者に損害を与えている。（1件 県負担額17,200円）	1 複数人による申請書類のチェックを行うこととした。 2 収入証紙、収入印紙の違いを比較できる資料を作成し、来客対応用の卓上に掲示した。 3 申請者に説明を行う際に収入証紙の見本を配布し、申請者と担当職員相互において確認できるようにした。
鹿屋警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。（4件 県負担額351,248円）	1 交通事故防止に関する指導・教養を実施することで、職員に対する交通事故防止の意識付けをした。 2 警察本部が県下の公用車事故を分析し策定した訓練要領に基づく、運転訓練を実施した。